

「貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令案等」に対する意見

本年4月30日に公布された外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律及び、8月11日付で閣議決定された外国為替令等の一部を改正する政令の規程に基づき、並びに同法及び同令を実施するための関係省令、告示の改正案が8月14日で公表された。

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会では、この機会に下記のとおり、同改正案に対する意見書を経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課宛に提出した。

「貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令案等」に対する意見

平成21年9月11日
社団法人 日本貿易会
安全保障貿易管理委員会

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会は、本年8月14日に公示された表題省令案に関するパブリックコメント募集に対して、当委員会のコメントを以下のとおり具申する。

今回のパブリックコメントの募集に関して

今回標記省令案については、省令案の概要が示されたのみであった。法令の改正に当たっては、従来の法令が改正によって、どのような書き振りに変更されるのかが、関心事であり、且つ確認事項でもある。また当委員会としても、かねてより法令の書き振りに関して、誰もが理解し易く分かりやすい表現にて記載願いたいとお願いしてきたところである。法令の改正に際しては、概要だけでなく、少なくとも新旧対照条文を呈示するとともに、理解しやすい表現にて記載していただきたい。

1. 関係省令の改正について

貿易関係貿易外取引に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）

【第1条～第7条関係】

- ・ 第1条1項については、新設の別紙様式第3-2「特定記録媒体等輸出等許可申請書」に関する事項を単独の号建てにして記載していただきたい。

【第9条関係】

- ・ 外為令第17条第2項に基づき、許可を要しないものとして指定する行為について

(2)

- ・ 許可対象外とされる「予め許可を受けている者」については、居住者に限定する必要はなく、非居住者も同様に許可不要としていただきたい。

- ・ 外為令第17条第5項に基づき、許可を要しないものとして指定する行為について

(5)

- ・「外国間等技術取引」に係る規定は、但し書きにあるように「当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う」ものとした方が平易で理解しやすいと考える。
- ・「居住者が行うものを除く」とあるが、取引の当事者が本邦の居住者で、技術の提供を行う者が海外の非居住者の場合、提供者でない本邦居住者も規制の対象になると思うが、念のため確認したい。

(5), (6)

- ・技術仲介規制の規制対象外の条件として、“「外国間等技術取引」の場合であって技術が本邦から輸出、送信、持ち出しされたものでない”ことが条件とされているが、取引時ではなく、当該取引以前に輸出、送信、持ち出しされた後に在庫（プログラム等）されているものを外国間取引する場合も規制対象外として2項(5)/(6)に明示願いたい。
- ・仲介貿易取引において技術規制が導入されたことが改正外為法から読み取ることが難解である。この改正貿易外省令にて、はじめて規制対象となることがわかるものだが、これとて難解である。
許可必要事項を「外為令第17条第5項に基づき許可を要しないものとして指定する行為」（規制事項の許可不要を定めた条文）の除外規定（ただし、――を除く。）で定めており、表題だけからみると、この条文に許可対象事項が記載されているとは読み取れず、規制遵守の徹底を図る趣旨からすると疑問なしと言えない。
貿易外省令の「許可を要しないものとして指定する行為について」の中に記載するのではなくて、例えば「外国相互間の技術取引において許可が必要となる取引について」のように、明確に外出しした省令などを作成した方が良いと考える。

(7) に係る用語について

- ・4行目中の以下用語の修正(5)との整合性をとっていただきたい。
 - ・・・記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術・・・
 - ・・・記録媒体の輸出・提供若しくは電気通信による当該技術・・・

(7)、(8)

- ・外為令別表の16項の改正内容で“次に掲げるいずれの場合にも(本邦又は外国(別表第3の2に掲げる地域以外の国をいう。))において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあってはイ、ロ及びニのいずれの場合にも)該当しないもの”とあるが、本邦の居住者を除外する表現にしていきたい。

以上